

第三者機関による証明書等(新築)

分類	確認書類	発行機関等 ^{※1}
GX 志向型住宅	BELS 評価書(「GX 志向型住宅」の要件を満たすもの)	BELS 登録機関
長期優良住宅	長期優良住宅建築等計画認定通知書 ^{※2}	所管行政庁
ZEH 水準住宅	低炭素建築物新築等計画認定通知書 ^{※2}	所管行政庁
	性能向上計画認定通知書 ^{※2}	所管行政庁
	BELS 評価書(総合判定の誘導基準が「達成」となっているもの)	BELS 登録機関
	設計住宅性能評価書(断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの)	登録住宅性能評価機関
	建設住宅性能評価書(断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの)	登録住宅性能評価機関
	住宅省エネルギー性能証明書	登録住宅性能評価機関ほか
	フラット35S適合証明書 ^{※3} 及び竣工現場検査申請書 ^{※4} ・適合証明申請書(すべての面)又はフラット35S設計検査に関する通知書 ^{※5} 及び設計検査申請書(すべての面) ^{※6}	適合証明機関

※1 手数料は、機関により異なりますので各機関にお問い合わせください。

※2 認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅の認定通知書は、認定申請が令和4年10月1日以降のものに限る。

※3 「フラット35Sの基準の適用」欄、「金利Aプラン」の「省エネルギー性」にチェックがあること又は「フラット35Sの基準の適用」欄、「ZEH」の「ZEH(—M)」 「Nearly ZEH(—M)」 「ZEH—M Ready」 「ZEH(—M) Oriented」のいずれかにチェックがあること。

※4 「フラット35S 適用基準」欄、「金利Aプラン省エネルギー性」にチェックがあり、「断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6」にチェックがあること又は「フラット35S 適用基準」欄、「ZEH」の「ZEH(—M)」 「Nearly ZEH(—M)」 「ZEH—M Ready」 「ZEH(—M) Oriented」のいずれかにチェックがあること。

※5 連絡事項の「フラット35S(金利Aプラン)「省エネルギー性能を利用する場合の条件」の欄の「次のいずれかの書類の写しを適合証明書交付前までに提出することが条件となります。」にチェックが無いこと、かつ「フラット35Sの確認にBELS評価書を利用する場合の条件」の欄の、「竣工現場検査・適合証明申請時までに当該書類の写しを提出することが条件となります。」にチェックが無いこと。

※6 「フラット35S 適用基準」欄、「金利Aプラン省エネルギー性」にチェックがあり、「断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6」にチェックがあること、又は「フラット35S 適用基準」欄、「ZEH」の「ZEH(—M)」 「Nearly ZEH(—M)」 「ZEH—M Ready」 「ZEH(—M) Oriented」のいずれかにチェックがあること。

※7 「住宅省エネルギー性能証明書」は建物の工事が全て完了した後に作成が可能になる書類であるため、対象の工事が完了していない場合、本補助金の申請には利用できません。